平成２６年（フ）第７５１０号
東京都昭島市上川原町３丁目14―４―112
債務者　大橋　浩二
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５１７号
神奈川県横浜市港北区大倉山３丁目５―14
債務者　前田　幸志
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５１９号
東京都中野区弥生町２丁目16―７―101
債務者　佐藤　　香
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５２０号
東京都練馬区関町南４丁目９―16―105
債務者　豊田　清美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５２２号
千葉県市川市妙典３丁目11―32―102
債務者　原口　史也
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５２９号
東京都文京区千駄木３丁目46―12―101
債務者　田中　　浩
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５３４号
東京都葛飾区西亀有１丁目20―18―301
債務者　八ツ橋司一
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５３５号
東京都練馬区春日町６丁目６―15
債務者　安田　恒雄
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５３６号
東京都練馬区春日町６丁目６―15
債務者　安田　澄子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５３７号
千葉県市川市南行徳４丁目20―10―103
債務者　岡田　友子（旧姓堂園）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５４６号
千葉県成田市不動ケ岡2144―17―101
債務者　倉松　　明
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５４７号
東京都豊島区東池袋２丁目59―１
債務者　廣瀬　知美（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５５０号
千葉県千葉市緑区あすみが丘２丁目36―１
債務者　安岡　荘一
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５５５号
東京都足立区扇２丁目38―10―416
債務者　山口　正子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５５６号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目３―28―203
債務者　津崎　博美（旧姓寺原）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５５７号
東京都江戸川区平井３丁目29―７―701
債務者　早狩　　勝
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部